

今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について

「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）による農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）の改正によって、新たに、農薬の登録、変更登録等の際して、農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととされた（法第 39 条第 1 項）。当該改正は、農薬原体の成分の種類及び含有濃度、並びに農薬の使用時に講ずべき被害防止方法が農薬の登録事項に追加されたことにより、今後、より専門的な審査が必要となることを踏まえたものである。

具体的には、

- 法第 3 条第 1 項の規定による新規農薬の登録、
- 法第 7 条第 7 項の規定による変更登録、
- 法第 9 条第 2 項の規定による再評価に基づく変更登録・登録取消し
- 法第 34 条第 1 項の規定による外国製造農薬の登録、同条第 6 項の規定による変更登録、再評価に基づく変更登録・登録取消し

をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされたところ。

このうち、改正法第 1 条の施行（平成 30 年 12 月 1 日）に関する事項については、第 18 回農業資材審議会農薬分科会（以下「第 18 回分科会」という。）において整理したところだが、今般、改正法第 2 条の施行（令和 2 年 4 月 1 日）に関する事項について検討を行う。

1 農薬分科会での審議の進め方

農薬の登録、変更登録及び再評価に当たって、農業資材審議会が農林水産大臣から意見を聴かれた場合、専門的な審査が必要となる事項については、あらかじめ、高い知見を有する専門家で構成する部会で検討し、その審議結果等を基に農薬分科会で議論することが適当と考えられる。

第 18 回分科会においては、農薬原体の成分の種類及び含有濃度に関する事項等、改正法第 2 条の施行までの間の審議の進め方について決定したところである。

改正法第 2 条の施行に併せて、農薬使用者及び農薬の蜜蜂への影響評価を充実することとなるが、これらに関する事項を含めた審議の進め方については、別紙 1 のとおりとはどうか。

2 農薬分科会の部会で審議する事項

部会において審議する事項としては、これまでの農薬原体の成分の種類及び含有濃度に関する事項に加え、改正法第2条の施行により「農薬の使用に際して講ずべき被害防止方法」が登録事項とされることに伴い（法第3条第2項第4号）、農薬使用者への影響評価に関する事項及び農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項を追加することが考えられる。

農薬原体の成分の種類及び含有濃度に関する事項については、第18回分科会において、農薬原体部会を設置する旨決定したところである。同様に、農薬使用者への影響評価に関する事項及び農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項についても、別紙2、別紙3のとおり、本分科会に農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会を設置し、これらの部会において専門的な議論を行うこととしてはどうか。

また、これらの部会における利益相反の防止については、第18回分科会で決定した「農薬分科会における利益相反の防止について」（平成30年9月14日農業資材審議会農薬分科会決定）を適用するとともに、審議資料等の取扱いについては、農薬原体部会と同様に、別紙4、別紙5のとおりとしてはどうか。

3 審議会への意見聴取が不要となる場合

法第39条第1項において、法第7条第7項の規定による変更登録のうち「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、審議会への意見聴取の対象から除外されている。

現在、農薬の登録を受けた者は、「適用病虫害の範囲及び使用方法」（法第3条第2項第3号）及び「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（同項第11号）を変更する場合に、変更の登録の申請を行うものとされている。第18回分科会においては、このうち「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」に変更がない場合には、毒性に変更がなく、専門的な審査が必要となる事項がないことから、軽微な事項の変更として、審議会への意見聴取の対象から除外することとした。

改正法第2条の施行日以降は、上記に加え、「使用期限」（法第3条第2項第3号）及び「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第4号）を変更する場合についても、変更の登録の申請を行うこととなる。

- 「使用期限」については、農薬の経時安定性試験の結果から技術的に判断できるものであり、本分科会において専門的な審査が必要となることはないことから、使用期限の変更は、本分科会での審議を要さない「軽微な事項の変更」とすることが適当ではないか。

- 「使用に際して講ずべき被害防止方法」については、その変更登録に伴い、農薬使用者への影響評価又は農薬の蜜蜂への影響評価の結果を変更しなければならない可能性がある場合には、審議事項とすべきではないか。具体的には、以下に該当しない場合について、「軽微な事項の変更」とすることが適当ではないか。
 - ① 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。
 - ② 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。

以上により、「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、別紙6のとおりとしてはどうか。

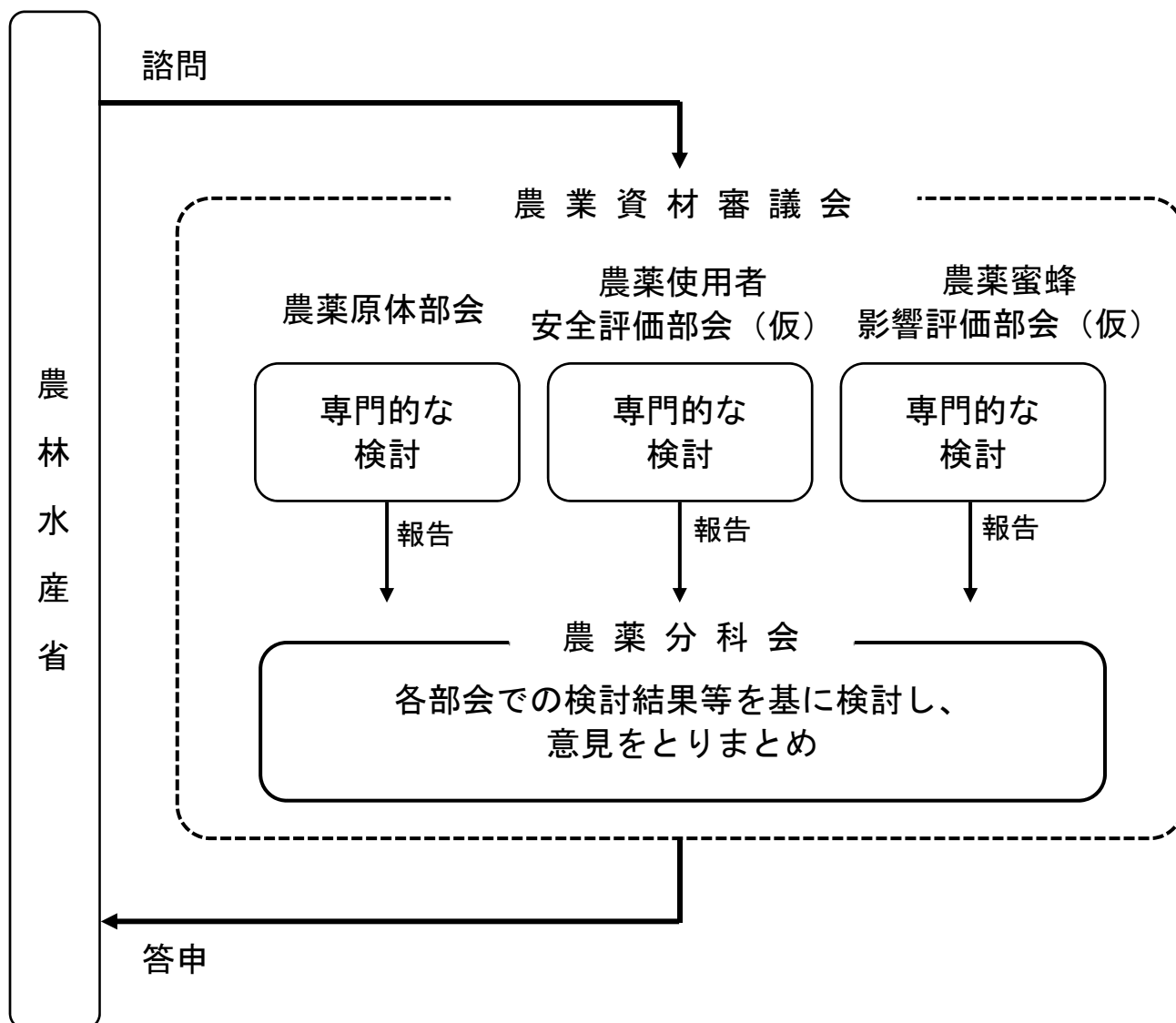
平成 30 年 9 月 14 日決定
令和年月日改正
農業資材審議会農薬分科会

農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方（案）

「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）による改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、農薬（外国製造農薬を含む。）の登録、変更の登録及び再評価に際して、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合の審議の進め方については、「農薬取締法の一部を改正する法律」第 2 条の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降、以下のとおりとする。

- 1 農林水産大臣からの諮問を受けて、以下の事項について、各部会において審議を行う。なお、部会での審議は、申請者の知的財産である各種試験成績を取り扱うため、非公開で行う。
 - 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度（原体規格の設定）に関する事項
 - 農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関する事項
 - 蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項
- 2 各部会における審議結果は、農薬分科会に報告する。
- 3 農薬分科会において、各部会による審議結果等を基に公開で議論し、その結果を農薬分科会の意見とする。
- 4 農業資材審議会令（平成 12 年政令第 288 号）第 5 条第 6 項により、農薬分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることから、その結果を農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申する。

(参考)



年月日
農業資材審議会農薬分科会決定

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会設置規程（案）

第1条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第6条第1項の規定に基づき、農薬分科会に農薬使用者安全評価部会を置く。

2 農薬使用者安全評価部会は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第3条第1項の登録、法第7条第7項の変更の登録、法第9条第2項の再評価、法第34条第1項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項に限る。）を処理する。

附 則

本規程は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成30年法律第53号）第2条の施行の日（令和2年4月1日）に施行する。

年月日
農業資材審議会農薬分科会決定

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会設置規程（案）

第1条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第6条第1項の規定に基づき、農薬分科会に農薬蜜蜂影響評価部会を置く。

2 農薬蜜蜂影響評価部会は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第3条第1項の登録、法第7条第7項の変更の登録、法第9条第2項の再評価、法第34条第1項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項に限る。）を処理する。

附 則

本規程は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成30年法律第53号）第2条の施行の日（令和2年4月1日）に施行する。

年月日
農業資材審議会農薬分科会決定

農薬使用者安全評価部会の審議資料等の取扱いについて（案）

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができるとしており（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定））、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている（農業資材審議会議事規則第 3 条及び第 4 条）。

農薬は、病虫害による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、食品となり得る農産物に直接散布され、環境中に放出されるものであるため、消費者や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないように、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会で審議される農薬使用者への影響評価は、市販される農薬が適正に使用された場合の農薬使用者に対する評価であり、十分な科学的根拠に基づき適正に審査されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利益に資することとなる。

一方、農薬使用者への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な農薬使用者への影響評価を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

なお、欧米においても、同様の考え方により、これらの情報は第三者の知るところとならないよう、厳格に管理されている。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1 審議資料

農薬使用者安全評価部会において用いられる審議資料には、

- (1) 毒性試験の成績等、登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち農薬使用者への影響評価に必要なものの写し
- (2) 食品安全委員会による当該農薬の評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関連する試験成績を総括した評価書案

等が含まれ得るが、そのうち(1)(3)を非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項及び第4条第1項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の農薬について農薬使用者への影響評価が行われる場合は、その議事を非公開とし、議事要旨のみを一般の閲覧に供するものとする。

議事要旨には、農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価の結果及び根拠を簡潔に記載するものとする。

3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等として書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。

年月日

農業資材審議会農薬分科会決定

農薬蜜蜂影響評価部会の審議資料等の取扱いについて（案）

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができるとしており（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定））、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている（農業資材審議会議事規則第 3 条及び第 4 条）。

農薬は、病虫害による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、食品となり得る農産物に直接散布され、環境中に放出されるものであるため、消費者や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないように、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会で審議される農薬の蜜蜂への影響評価は、適正に使用された農薬によって生ずるおそれのある蜜蜂への影響の大きさを評価するものであり、十分な科学的根拠に基づいて審査されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利益に資することとなる。

一方、農薬の蜜蜂への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な農薬の蜜蜂への影響評価を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

なお、欧米においても、同様の考え方により、これらの情報は第三者の知るところとならないよう、厳格に管理されている。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1 審議資料

農薬蜜蜂影響評価部会において用いられる審議資料には、

- (1) 蜜蜂に対する毒性試験の成績等、登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち農薬の蜜蜂への影響評価に必要なものの写し
- (2) 食品安全委員会による当該農薬の評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関連する試験成績を総括した評価書案

等が含まれ得るが、そのうち(1)(3)を非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項及び第4条第1項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の農薬について蜜蜂への影響評価が行われる場合は、その議事を非公開とし、議事要旨のみを一般の閲覧に供するものとする。

議事要旨には、蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価の結果及び根拠を簡潔に記載するものとする。

3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等として書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。

平成 30 年 9 月 14 日決定
令和年月日改正
農業資材審議会農薬分科会

「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について（案）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する農林水産大臣から農業資材審議会への意見聴取事項に関して、法第 7 条第 7 項（法第 34 条第 6 項で準用する場合を含む。）の変更の登録の際、意見聴取の対象から除外される「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降、以下のいずれにも該当しない場合を指すものとする。

（1）「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。

（2）「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）

又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、①又は②に該当する場合。

① 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。

② 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。

平成30年9月14日
農業資材審議会農薬分科会決定

農薬分科会における利益相反の防止について

本分科会（本分科会に設置される部会を含む。以下同じ。）における審議を通じて行われる、農薬の登録や変更登録（以下「登録等」という。）は、その結果又は内容によって、当該農薬登録等の申請者に利益又は不利益を及ぼし得るものである。農薬の品質及び安全性を確保していくためには、これらの判断が、その時点において最新の科学的知見に基づき、公平・中立的になされる必要がある。

このため、本分科会において、委員に対し、下記の基準のいずれかに該当がないかどうかの自己申告を審議対象の農薬ごとに別添の様式により求め、利益相反があると考えられる委員については、原則として、当該利益相反に係る審議の行われている間は退席を求めるものとする。

なお、審議を行う上で当該委員の知見が重要であると考えられる場合には、分科会長（部会の場合にあっては部会長）の判断により、当該利益相反が審議結果に影響を与えない範囲において、審議に参加させることができるものとするが、この場合においても、当該委員は議決には参加しないものとする。

記

1 申請資料等の作成への関与

審議対象の農薬の申請者若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。この場合における同業他社とは、審議対象の農薬と適用病害虫及び作用機作が類似しており、競合関係にある農薬を製造している又は開発中であるものに限る。）による申請資料の作成に協力（申請資料の作成への技術的助言を含む。）した場合。ただし、多数の試験を受託する機関に所属する委員が、通常の業務として試験責任者以外の立場で試験に関与した場合は含まない。

2 雇用その他の関係

委員又はその家族（配偶者及び一親等の者であって委員と生計を一にする者をいう。以下同じ。）が過去3年以内に特定企業の役職員等に就任していた場合又は特定企業の全株式の5%以上を保有している場合。

3 金品の授受

特定企業から過去3年間のいずれかの年において取得した金品等（報酬、株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等）の合計額が、委員及びその家族にあっては百万円以上、委員が所属する組織にあっては二百万円以上である場合。この場合において、委員が所属する組織が取得した金品等とは、当該委員が実質的に使途を決定し得るものに限るものとする。

農薬分科会（部会）の委員の利益相反申告書

第〇回農業資材審議会農薬分科会（部会）（平成〇年〇月〇日）における、農薬〇〇〇〇（申請者：〇〇〇〇）に関する審議事項に対し、私又は私の家族が何らかの利害を有しており、利益相反となる

- ☐ 可能性があります。
☐ 可能性はありません。

利益相反となり得る利害の詳細は以下のとおりです。

利害の類型（申請資料の作成への関与、雇用その他の関係、金品等の授受等）	特定企業の名称	裨益者	時期

その他審議における客観性若しくは独立性に影響を及ぼし得る事項：

--

上記に開示した情報は正確であり、私の知り得る限り、このほかには、利益相反となり得る事項はありません。以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。

署名：

年月日：

申告書記入上の留意事項：

1. 申告書は、農薬分科会（部会）の会合ごとに、審議対象となる農薬別に各一葉記入し、事務局（農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）に提出する。
2. 「農薬分科会における利益相反の防止について」本文に記載の基準に該当する事項があれば、漏らさず記載する。その際、金品等の授受の合計額を具体的に記載する必要はない。
3. 裨益者の欄には、利益相反の基準に該当する利害を有している主体（本人、家族、所属する組織等）を記入する。

○農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抄） ※令和2年4月1日以降

（農薬の登録）

第3条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第16条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第4項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

一 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名。第12号を除き、以下同じ。）及び住所

二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第11号に掲げる事項を除く。）

三 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあっては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）、使用方法及び使用期限

四 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

五 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

七 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項（第4号に掲げる事項を除く。）

八 農薬の製造場の名称及び所在地

九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名

十 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

十二 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地

十三 農薬原体の主要な製造工程

3～9 （略）

(申請による変更の登録)

第7条 第3条第1項の登録を受けた者は、その登録に係る同条第2項第3号、第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)又は第11号に掲げる事項を変更しようとするときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請しなければならない。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

2～6 (略)

7 農林水産大臣は、次項の規定により変更の登録を拒否する場合を除き、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。

8 (略)

(再評価等に基づく変更の登録及び登録の取消し)

第9条 (略)

2 農林水産大臣は、前条第4項の審査の結果、第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農薬の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、当該農薬につき、その登録に係る第3条第2項第3号、第4号(被害防止方法に係る部分に限る。)若しくは第11号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

3～5 (略)

(外国製造農薬の登録)

第34条 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2～5 (略)

6 第3条第2項から第9項まで、第4条、第11条及び第13条の規定は第1項の登録について、第5条から第8条まで、第10条第2項、第12条及び第16条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者について、第9条及び第10条第1項の規定は第1項の登録に係る農薬について、第14条第2項、第18条第4項及び第21条の規定は第1項の登録外国製造業者及びその国内管理人について、それぞれ準用する。(略)

(農業資材審議会)

第39条 農林水産大臣は、第2条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第3条第1項の登録をしようとするとき(同条第3項に規定する場合を除く。)、第4条第2項(第34条第6項において準用する場合を含む。)の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第7条第7項(第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をしようとするとき(農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。)、第9条第2項若しくは第3項(これらの規定を第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第18条第2項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第3

1 条第 3 項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第 34 条第 1 項の登録をしようとするとき（同条第 6 項において準用する第 3 条第 3 項に規定する場合を除く。）は、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

2・3 （略）

○農林水産省告示第四百八十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四条第一項第五号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第五号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

- 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
- 二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 当該農薬について第一号に規定する基準が定められるまでの間、当該農薬についての同号の規定の適用については、同号中「農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しない」とあるのは、「当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがある」と認められる」とする。
- 3 当分の間、第二号に規定する試験成績に係る試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬についての同号の規定の適用については、同号中「暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量である」とあるのは、「影響に関する試験成績（当該試験成績に係る試験の実施が困難なものを除く。）に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある」とする。